



※ 法人外の場合は、実施団体名を備考欄に記入してください。

2 障がい者の雇用状況

(1)障がい者雇用率〔令和3年4月1日現在〕

障がい者の雇用状況								
法人名	社会福祉法人 宝島福祉会							
雇 用 の 状 況	区分	合計	事業者別の内訳					
	ア 事業所の名称	/						
	イ 事業の内容							
	ウ 除外率(%)							
	エ 常用雇用労働者の数(人)							
	(ア) 常用雇用労働者の数 (短時間労働者数を除く)	16						
	(イ) 短時間労働者の数	4						
	(ウ) 常用雇用労働者の数 [(ア)+(イ)×0.5]	10	0	0	0	0	0	0
	(エ) 法定雇用障害者数の算定の基 礎となる労働者の数	18	0	0	0	0	0	0
	オ 常用雇用身体障害者数、知的障害者及び精神障害者の数(人)							
	(オ) 重度身体障害者の数	0						
	(カ) 重度身体障害者以外の身体障害 者数	0						
	(キ) 重度身体障害者である短時間労働 者の数	0						
	(ク) 重度身体障害者以外の身体障害 者である短時間労働者の数	0						
	(ケ) 身体障害者の数 [(オ)×2+(カ)+(キ)+(ク)×0.5]	0	0	0	0	0	0	0
	(コ) 重度知的障害者の数	0						
	(サ) 重度知的障害者以外の知的障害 者の数	0						
	(シ) 重度知的障害者である短時間労働 者の数	0						
	(ス) 重度知的障害者以外の知的障害 者である短時間労働者の数	0						
	(セ) 知的障害者の数 [(コ)×2+(サ)+(シ)+(ス)×0.5]	0	0	0	0	0	0	0
(ソ) 精神障害者の数	0							
(タ) 精神障害者である短時間労働者の 数	0							
(チ) (タ)のうち、平成27年6月2日以降 に雇い入れられた者、または、平成27 年6月2日より前に雇い入れられた者 で、同日以後に精神障害者保健福祉手 帳を取得した者	0							
(ツ) 精神障害者の数 [(ソ)+((タ)-(チ))×0.5+(チ)]	0	0	0	0	0	0	0	
カ 計(人) [(オ)+(ケ)+(セ)+(ツ)]	0	0	0	0	0	0	0	
キ 実雇用率[カ÷エ(イ)×100] (%)	0							
ク 身体障害者、知的障害者又は精神障害 者の不足数(人) [(エ(イ)×法定雇用率)-カ]	0.40							

(注) 常用雇用労働者数 : 1年以上継続して雇用されるもの(パート職員等で労働時間が平均して週30時間以上、かつ1年以上勤務する雇用保険の一般被保険者を含む。)  
 短時間労働者 : 労働時間が平均して週20時間以上30時間未満  
 法定雇用率 : 2.2パーセント(平成30年4月より変更されているので、留意すること。)  
 除外率 : 児童福祉事業40% 幼保連携型認定こども園 60%

(2)障害者雇用状況報告の有無 ( )

(注) 法人全体の常用労働者が45.5人以上の場合は、公共職業安定所への報告義務あり  
 (平成30年4月より報告義務の範囲が変更されているので、留意すること。)